

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800010	高等学校設置基準の大幅改正	高等学校設置基準	高等学校の設置に関して基準が設けられている	a		高等学校設置基準は、高等学校段階における教育が適切に施される範囲で、基準を弾力化する方向で平成15年度中に改正予定		回答では高等学校設置基準は、高等学校段階における教育が適切に施される範囲で、基準を弾力化する方向で平成15年度中に改正予定とされているが、要望内容は高等学校設置基準を高等専修学校と同水準に引き下げることを求めており、この点についての具体的な対応策を示されたい。速やかに実施すると共に、実施時期について具体的に示されたい。	a		高等学校設置基準は、高等学校段階における教育が適切に施されることを前提に基準を弾力化するため、平成15年度中の改正に向けて現在作業中であり、現時点において具体的な改正内容等をお示しすることはできない。	5012	5012010	学校法人有朋学園東日本高等学校	1	高等学校設置基準の大幅改正		現行の高等学校設置基準の面積標準は「生徒一人あたり、校地70㎡、運動場30㎡、校舎10㎡、全面積は15000㎡を下らない」としてあります。これに対し高等専修学校の設置基準では、商業、文化、教養関係で「40人までなら260㎡、41人以上なら260+2.5×(生徒総数-40)㎡」、工業系で「40人までなら260㎡、41人以上なら260+3×(生徒総数-40)㎡」と定めているにすぎません。大学入学資格付与と校の指定を受けた高等専修学校の卒業生は、高等学校の卒業生と同等の扱いを受けますが、在籍している生徒は、多くの面で不利益を被っているという現実も認められません。そこで、現在の高等学校設置基準の面積標準を全面的に見直し、高等専修学校同様まで引き下げることで、高等学校の設置を容易にすべきであると考えます。	文部科学省
z0800020	社会人を対象とした大学院教育に関わる大学院設置審査基準の緩和	大学設置基準第25条第4項 大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件(平成15年文部科学省告示第43号)	社会人等のように大学の本校に継続的に通うことが困難な者に対する便宜のため、授業の一部を本校以外の場所において行うことが可能となっているところ。	d		サテライトキャンパスは、大学教育について十分な教育研究を行うことができる本校において行うことが基本であるが、社会人などのように本校に継続的に通うことが困難である者に対しても大学教育を受けられるようにするための措置であること踏まえれば、本校において課程の修了に必要なカリキュラムが整備されていることは当然の前提にしつつ、社会人によっては、サテライトキャンパスにおける課程の履修により学位を取得したり、選択科目などをサテライトキャンパスのみで履修すること、あるいは、遠隔授業などを用いてどちらでも履修できるようにすること、学生が学習に際して日常的に必要となるような最低限の設備等を有していれば、学生が困らない範囲で図書等について本校からの配送を可能とすることなどが可能と考えられる。		回答では大学設置基準第25条第4項及び平成15年文部科学省告示第43号を根拠に現行制度下で可能とされているが、要望内容は個人に着目した場合にサテライトキャンパスのみによる学修が可能ことや、図書を本校からの配送すること等により、学生が困らない範囲であれば図書等の施設は不要とすることが出来ることの実現を求めているものであり、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d		(社)関西経済連合会	7.1	社会人を対象とした大学院設置審査基準の緩和		本校における受講をしなくてもサテライトキャンパスにおける受講のみで修士学位が取得できるよう条件を緩和する。 学生に不便のない範囲で、本校、あるいはサテライトキャンパスいずれかの開講で可とする。 「本校以外の場所には学生の自習室を含め必要な施設設備や図書等が適切に配置されていることとされているが、例えば、図書は本校からの配送で対応することで可とする。	文部科学省			
		学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第一の(四)のウ及び(十)、第二の(一)	校舎は、負担附又は借用のものではないとしているが、実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う校舎及び附属施設以外の施設であり、修業年限以上にわたり使用できる保証がある借用である場合については借用でも差し支えないとしている。また、設置経費の財源として、当該設置経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることとしている。	d		サテライトキャンパスについては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」では、修業年限以上使用できる保証がある借用は認められており、申請時に開設年度から完成年度までの借料相当額の財源を保有していることを求めている。		回答では申請時に開設年度から完成年度までの借料相当額の財源を保有していることを求めているが、要望内容は借料の確保に係る経費を例えば借入金計画により認めることを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		ご提案の大学院(修士課程)のサテライトキャンパスについては、2年分の借料の確保が必要であり、これを借入金の計画で良いとすることについては、学校の継続性・安定性の確保の観点から認めることは困難である。ただし、借料については10年ではなく2年分の確保で可能になっていることについては、文部科学省ホームページにより速やかに周知を図ってまいりたい。	5014	5014070	(社)関西経済連合会	7.2		「本校以外の場所は、借用の場合は、長期にわたって安定的に確保されること」とされているが、その基準が明確でない。また、「大学院設置審査基準」六(三)アでは、「申請時において、開設以降十年にわたり支障なく使用できる保証があること」とされ、運用上では10年間の自己資金による「経費の確保」が求められる。サテライトキャンパスの場所確保に関する基準を、「2年間の借料確保の旨(例えば借入金計画などで可とする)」等としてほしい。	文部科学省	
z0800030	「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の緩和	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第一の(九)及び(十)、第二の(一)及び(二)、別表一	大学等の校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は別表一に定める標準設置経費を下回らないこととしている。また、設置経費の財源としては当該設置経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることとしている。	d		大学を設置する場合の標準設置経費については、平成15年3月の上記審査基準の改正において、学部の種類を系統別大別化(13種類 5種類)したほか、金額についても、最近の建築工事費や消費者物価の実状を考慮し引き下げたところ。		回答では平成15年3月より標準設置経費を引き下げたとされているが、要望内容は自己資金保有要件の緩和についても求めており、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえ、新たな対応策が必要な場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	<標準設置経費> d <自己所有要件の緩和> c		設置経費への借入金の充当を認めるか否かについては、この4月から緩和した標準設置経費を受けた大学院設置認可申請の状況等を踏まえる必要がある。	5014	5014080	(社)関西経済連合会	8	「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の緩和		教育・研究条件を確保する観点で、一定の「標準設置経費」が必要であることは認識しているが、金額的な妥当性が不明である。借入金によらない「自己資金」による資金確保を行う上でも、相当な負担となる。基準金額を下方修正する方向での緩和及び自己資金保有要件を緩和する。	文部科学省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800040	大学のライセンス対価として株式やストックオプション取得の可能化	財政法第8条	現在においては、国の機関が職人の対価として受け取ることができる財産は、特別の法律に基づく場合のほかは現金が原則であり、株式、新株予約権を取得することはできない。	a	国立大学の法人化に伴うものであり、特段の措置は必要ない。	法人化後に対価として受け取ることのできる財産の種類に特段の制限は無く、基本的に各法人の判断によることとなる。 ただし、株式取得は相手方に対する出資行為となるため、国立大学法人法においては、国立大学法人からの出資は「当該大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」に対して可能とされており、平成16年4月以降の法人化後において、ライセンスの対価としてこれらの者から当該国立大学法人が株式を取得することは可能となる。 これら以外の者については、ライセンス対価として、(出資行為ではない)新株予約権を取得する方法によることが考えられる。		回答では政令で定めるもの以外については、ライセンス対価として、新株予約権取得の方法によることが考えられるとされているが、 要望内容は国立大学法人が直接ライセンス対価としての株式の取得やストックオプション取得を可能とすることを求めており、「政令で定めるもの」に限られる理由を具体的に示されたい。 「政令で定めるもの」について具体的に示されたい。 政令の公布時期について具体的に示されたい。	a	国立大学の法人化に伴うものであり、特段の措置は必要ない。	他の企業等に出資することについては、業務の自己増殖的な膨張を防止する等の観点から、公益性が高く、真に必要とされるものに限定すべきと考えている。 具体的には国立大学法人と密接に連携する必要性も高い承認TLO(技術移転機関)を想定している。 政令については現在関係部署と調整中である。	5014	5014120	(社)関西経済連合会	12	大学のライセンス対価として株式やストックオプション取得の可能化		国立大学において(独立行政法人化後も規制される)大学のライセンスの対価としての株式やストックオプション取得を可能とする。	文部科学省
z0800050	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の貸付業許可の適用除外	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害予防規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。	b	ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い、平成17年度中に所要の措置を講ずる予定。	改正が必要な法令は措置の内容によって異なる。		回答では平成17年度中に所要の措置を講ずる予定とされているが、 要望内容はファイナンス・リースの場合における賃貸業の許可不要を求めているものであり、「賃貸業に係る義務の軽減」についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	リース事業者自身が放射性同位元素を取り扱わずを得ない状況となる可能性があり、ある程度の義務を課すことは必要であるが、要望の趣旨を踏まえ、ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る義務の軽減(例えば、施設の設置・維持に関する義務の軽減等)を講ずる予定。その際には、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ、専門家等による検討を行うことが必要。また、放射線障害防止法については、今後、大幅な改正を検討しており、さらに法律改正に対応して関係政省令も大幅な改正を行うこととなるので、本件についてもその一連の制度改正の過程で対応する。このため、措置を講ずる時期は平成17年度となる予定。	5034	5034090	(社)リース事業協会	9	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の貸付業許可の適用除外		・ファイナンス・リースにより放射性同位元素(一体不可分の機器を含む)を賃貸する賃貸業者は、本法の賃貸業を許可不要とするなどの措置を講ずるべきである。	文部科学省	
z0800060	高等学校の新たな課程区分の設置	学校教育法第4条	高等学校に置かれる課程は、全日制、定時制及び通信制と定められている。	d	定時制課程は、学校教育法第4条に「夜間その他特別な時間又は時期において授業を行う課程」と規定されている。現在、既に各県に設置されているいわゆる三部制の定時制高等学校で実施されていることにより、提案の時間帯において授業を行うことは現行制度上可能となっている。また、本提案は新たな制度の創設に該当し、規制緩和事項ではない。		回答では定時制課程を選択することにより現行制度下で可能とされているが、 解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	定時制課程における多部制の設置については、その設置等を促進するために導入された単位制の創設から15年余りが経過しており、また、約7割の都道府県において多部制の定時制公立高校が設置されていることから、その周知が図られているものと考えているが、都道府県教委・高校等の職員を対象とした各種会議の場において、定時制課程における単位制の導入など特色ある学校づくりについての事例紹介や制度の周知を図ることとした。	5045	5045020	神奈川県	2	高等学校の新たな課程区分の設置		本県の「県立高校改革推進計画」(平成11年11月策定)においては、生徒一人ひとりの学習計画や生活スペースに応じて学ぶことができるフレキシブルスクールを設置し、特に全日制と定時制の課程を併置する場合には、両者を一体として午前から夜間にわたる12時間の授業時間帯を設け、より柔軟な学びの場を提供することとしている。	文部科学省		
z0800080	外国人の国立大学教授、助教授への任用規定(長に関する規定はなし)の拡大	国立又は公立の大学における外国人教員の任用に関する特別措置法第2条第1項	国立又は公立の大学においては外国人を教授、助教授又は講師に任用することができる旨規定されており、規定のない学長、部局長等の管理職については任用することができないし、なお、この規定はいわゆる公務員の当然の法理に基づくものである。	a	第156回国会において地方独立行政法人法が成立し、公立大学については平成16年度より設置者である地方公共団体の選択により法人化することが可能となったところであり、公立大学が法人化すれば、外国人を管理職に登用することが可能となる。						5055	5055050	秋田県	5	外国人の国立大学教授、助教授への任用規定(長に関する規定はなし)の拡大		外国人を公立大学の学長等の管理職に任用することを許容	文部科学省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800090	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望	独立行政法人大学入試センター法 (平成十一年十二月二十二日法律第六十六号) (業務の範囲)第十二条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に關し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 三 大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。	(1) 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)においては、法科大学院の入学者選抜については、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきであることや多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させることが提言されており、具体的には、法学部既修者であることとを問わず、全ての出願者に統一した適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を課すこととされている。 (2) この適性試験について、平成14年3月には、政府においても司法制度改革の実現に向けて、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨を閣議決定したところであり、法科大学院については、平成16年4月の学生受入を目指して所要の措置を講じることとされ、同7月には、自民党の司法制度改革調査報告において、「入学のための統一適性試験については、思考力や分析能力等を判定するため、そのような問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的で大規模な試験を継続的に実施することができ人的・物的資源を有する組織によって実施されるべき」とされたところである。 (3) このような中、現在、法科大学院設立の構想を有する大学が自主的に参集し「法科大学院協会設立準備会」を組織し、法科大学院の入学者選抜方法、教育内容・方法、教員研究の在り方などについて検討しており、去る平成15年2月12日に開催された同準備会総会において、法科大学院の適性試験の実施機関については、全国規模の共通試験である大学入試センター試験を実施してきた経験と実績、及び当該試験が継続的かつ安定的に実施されることや問題作成の適切さや業務の公平性・公正性の観点から大学入試センターを実施機関として推薦することの決定を見たところである。 (4) これを受け、大学入試センターにおいては、法科大学院の適性試験の実施することとなるが、法科大学院が認可される前の平成15年度秋に実施されること、また、今後の法科大学院について中心的組織となる「法科大学院協会」であることから、現行の大学入試センター法第12条第1項第2号に規定する調査研究の一環として実施することとした。			1. 法的根拠について 大学入試センターでは、従来から独立行政法人大学入試センター法(以下「法」という。)第12条第1項第2号の規定に基づき、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究として、適性試験等に関する調査研究を行ってきたところであり、今回実施される適性試験については法科大学院自身が設置される以前に行われるものであるとともに、我が国で初めて行われるという試験であることを踏まえ、法第12条第1項第2号に規定する調査研究業務の一環として今回の適性試験を実施することとしている。 また、文部科学省としては、法科大学院協会設立準備会の推薦に基づき、大学入試センターの「独立行政法法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)」に於いて所要の変更を行ったところである。 なお、学校教育法上、「大学には、大学院を置くことができる」とされており、大学院は大学に置かれる教育研究組織であることから、法令上、特段の定めがない限り「大学」には、「大学院」も含まれるものと解されている。 2. 独立行政法人の趣旨及び民業圧迫について (1) 法科大学院における適性試験は、司法制度改革審議会意見書においても指摘されているとおり、法科大学院における多様性の確保のため、入学者選抜の一環として、すべての出願者について、法科大学院の履修の前提として要求される資質を試すものとして統一して実施されるべきものであり、公共上の見地から確実に実施されることが必要のものであると考えている。 (2) また、適性試験は、民間の主体のみに委ねられた場合には中立性・公平性の立場から、適切かつ継続的に実施されるという保証は必ずしもなく、仮に適正に実施されない場合は、法科大学院の入学者選抜に著しい影響を及ぼし、同意見書の主旨にも反することとなる。 (3) さらに、どわけ我が国において、適性試験に関する蓄積・経験が浅いことから、これから行おうとする法科大学院の適性試験が入学者選抜のための重要な資料として真に活用されていくためには、適性試験の結果と法科大学院の入学後の成績との相関関係等について継続的な分析調査研究を実施するとともに、これを踏まえた適性試験自体の改善が一体となって行われることが必要かつ重要なことであると考えている。大学入試センターは、従来から入試の問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的で大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有しており、このような観点からも、法科大学院協会設立準備会から大学入試センターが適性試験の実施母体として推薦されたところであり、大学入試センターとしてはこれに応えることが大学入試に関する中核的機関としての社会的責務であるとの認識に立ち、調査研究業務の一環として適性試験を実施するものである。 (4) よって、独立行政法人である大学入試センターが適性試験を実施したとしても独立行政法人の目的に反するものではないと考えている。 (5) なお、これは他の機関が行う適性試験を排除するものではなく、また、大学入試センターが行うことについては適性試験に係る費用の全てについて受験料収入で賄うこととしており、別途の国費を投入して行うものではない。これらのことから、大学入試センターが実施することが直ちに民業を圧迫するものとは考えていない。  (以下「その他」欄に続く)		回答では大学入試センターが行うに当たっては適性試験に係る費用の全てについて受験料収入で賄うこととしており、別途の国費を投入して行うものではないとされており、大学入試センターが既存の施設、設備及び人員等を活用して適性試験を実施することは、他の機関と比べて有利な競争条件で行われるおそれがあり、この点を踏まえ、要望についての具体的な対応策を改めて検討され、示された。	e		1. 経済・金融の国際化や知的財産権等の専門的知見を要する紛争の増加に伴い、多様で質の高い法曹が必要とされているとともに、裁判の適正・迅速化のために法曹の量を大幅に拡充することが求められている中、平成11年7月から約2年間にわたる司法制度改革審議会での議論を経て、司法制度の人的基盤の確立を目的として、新たな法曹養成の中核的機関として、法科大学院が構想されたところ。 2. この法科大学院制度については、「司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)」において、今後、国民生活の様々な場面で法曹に対する需要が増大する中で、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹を養成する新たな制度の中核として位置付けられており、司法試験を「点」のみによる選抜でなく、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度を構築するため、その中核として法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院の整備が求められている。 3. また、平成14年3月には、政府においても司法制度改革の実現に向けて、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨を閣議決定したところであり、法科大学院については、平成16年4月の学生受入を目指して所要の措置を講じることとされている。 4. 大学入試センターは、大学入試センター試験を実施する機関として、従来から入試の問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的で大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有している。このような観点から、法科大学院協会設立準備会から大学入試センターが適性試験の実施母体として推薦されたものであり、これらの既存の資源を最大限に活用することは、直接に公平な競争を害するものではなく、むしろ適性試験の適切かつ円滑な実施のためには有効と考ええる。 5. さらに、法科大学院の入学者選抜については、前述の意見書において法学部既修者であることとを問わず、全ての出願者に統一した適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を課すこととされており、受験生への負担を軽減する観点から、適性試験の受験料に關しては、極力低廉に設定されて実施されるべきものと考えており、大学入試センターにおいても既存の施設、設備、人員を活用して行うことは、非常に意義のあることであると考えている。	5061	5061010	(財)日弁連法務研究財団(理事長 新堂幸司)	1	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望		独立行政法人大学入試センターによる法科大学院統一適性試験は来年度以降実施されるべきではない。(財団法人日弁連法務研究財団は、本年8月3日に第一回統一適性試験を実施することを予定し、願書を受け付けているところである(本年6月27日締切)。これに対し、大学入試センターは、別途、統一適性試験を本年8月31日に実施することを予定しているが、センターによる当該試験の実施は、そもそも法令上の根拠を欠き、来年度以降実施されるべきではないと見られる。また、本年度のセンターによる試験実施に關しては、既にその実施が公表されている現況に鑑み、当該財団としても、あくまでも受験生及び大学側の混乱を避けるために実施をむなしとしているものであり、センターによる試験の実施を是認したのではない。)	文部科学省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )		( 再回答欄 )			( 要望事項欄 )							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800100	株式会社による専門職大学院設置の容認	学校教育法第2条	専門職大学院は国、地方公共団体、学校法人のみが設置することができる。	b		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は既に全国展開で行っている事業を専門職大学院として認められることを求めるものであり、規制改革推進3か年計画（再改定）において平成15年度中に検討・結論とされているが、できるだけ速やかに検討を進めることも含め、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	b		学校法人以外による学校設置については、中央教育審議会における検討を開始したところであり、構造改革特区における実施状況を踏まえつつ、検討を進める。	5062	5062010	T A C(株)	1	株式会社による専門職大学院設置の容認		社会人向け専門職大学院の設置を社会人教育に実績を持つ株式会社に容認することにより、文部科学省が推進する「キャリア教育総合計画」の「キャリア高度化プラン」に沿った高度な専門能力等を持つ人材の養成を促進する。	文部科学省
z0800120	義務標準法に定められている加配教員制度の改善	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第1項・第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条の2、第5条	義務標準法第7条第2項及び第15条においては、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など特定の教育目的を達成するため、特定目的の教育の充実を図るためのものとしており、このような加配教員を少人数の学級編制への活用など、その目的外に使用することは認められない。 なお、加配措置は、義務標準法に規定するそれぞれの加配趣旨に照らし、個々の学校の意向を受けた都道府県からの要望を踏まえて行われており、また、都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことも可能であるなど、現行においても事実上都道府県の意向が幅広く反映される制度となっている。 また、地方の自由度を大幅に拡大する観点から、本年度より、加配制度の大括り化を図ったところであり、各都道府県が児童生徒の状況等に応じて柔軟に定数を活用することができるようになっていくこと。	c		加配教員は、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など、法律に基づいて国の政策として取り組むべき特定の教育目的を達成するため、教職員定数を特例的に措置し、特定目的の教育の充実を図るためのものとしており、このような加配教員を少人数の学級編制への活用など、その目的外に使用することは認められない。 なお、加配措置は、義務標準法に規定するそれぞれの加配趣旨に照らし、個々の学校の意向を受けた都道府県からの要望を踏まえて行われており、また、都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことも可能であるなど、現行においても事実上都道府県の意向が幅広く反映される制度となっている。 また、地方の自由度を大幅に拡大する観点から、本年度より、加配制度の大括り化を図ったところであり、各都道府県が児童生徒の状況等に応じて柔軟に定数を活用することができるようになっていくこと。		回答では補助金の目的外使用に当たることから対応不可とされているが、要望内容は学級編制に必要な教員の数と加配教員の数の合計数を都道府県に定数配置することを求めており、学級編制に必要な教員の数と加配教員の数を分ける必要性を具体的に示されたい。 都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことが可能であるならば、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		義務標準法における標準定数は、基礎定数と加配定数により構成されている。 すなわち、基礎定数は、学級規模等により機械的に算定されるものであり、一方、加配定数は、教育上特別の配慮を必要とする事情がある場合に特例的に、当該事情の解決を図るといった特定の教育目的の充実に資するため、措置しているものである。したがって、加配定数は、基礎定数とはその目的、趣旨を全く異なる一定の政策目的を国策として達成するための手段であることから、これらを一体的なものとして取り扱うことはできない。 また、各都道府県は、当該事情の有無を踏まえ、必要に応じて要請を行い、国は都道府県の意向を十分に踏まえた上で定数措置をしているところであり、都道府県の意向と異なる定数措置は行われておらず、そもそも区分間の流用の必要性が生じるものではない。 なお、当初の計画や事情の変更により、加配区分間の流用が特別に必要となる場合には、その都度個別に都道府県からの要請を受け、必要に対応を行っているところである。この点については、毎年度の加配定数申請の際の意見聴取等を通じ、事務担当レベルの周知は図られているところであるが、引き続き所管事務担当者会議の中で理解を促していくこととした。	5094	5094030	長野県	3	義務標準法に定められている加配教員制度の改善		加配教員については、その活用方法に制約があるため、法第7条第1項の学級編制に必要な数と加配教員の数を加えた合計数を、明確な算定式で都道府県に定数配置するようにし、教員の活用を弾力化する（加配制度を廃止し、標準法第7条第1項に必要な見直しを行う）。	文部科学省
z0800130	市町村が独自に教科書を採択	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項、第13条第4項	都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域内について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域に教科用図書採択地区を設定することとなり、採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。	c		採択地区の編成を市・町・村単位にすることについては、町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現状では市群単位で採択地区を構成する現行制度が適当である。 なお、現行制度上、市・郡単位で採択地区を設定できるにもかかわらず、多くの都道府県教育委員会で、実際には複数の市・郡を併せたより広範な地域に採択地区を設定している。このような現状にかんがみ、「事務・事業の在り方に関する意見」（平成14年10月30日地方分権推進改革会議）や「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（平成14年12月閣議報告）では、都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえ採択地区の適正規模化に向けて見直しを行うことが求められており、文部科学省においても、これらを踏まえ、各都道府県教育委員会等に指導を行っているところ。		回答では町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現行制度が適当であることだが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号において、教科書その他の教材の取り扱うことが町村を含め教育委員会の職務権限となっていることと現行制度の整合性を示されたい。 市町村教育委員会の意向を踏まえ採択地区の適正化に向けた見直しを都道府県教育委員会等に指導を行っていることとされているが、採択地区の適正化の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		義務教育諸学校における教科書の採択については、学校設置者たる市町村教育委員会等に採択権限があるという前提のもとに、複数の市町村で構成される採択地区においては、採択権者たる市町村教育委員会が互いに協議して同一の教科書を採択することとされているものである（なお、協議の具体的方法については採択地区内の教育委員会の権限と責任に委ねられている）。都道府県等への指導については、既に平成14年8月に通知を発出したほか、15年4月にも都道府県教育委員会担当者向けの会議において改めて指導の徹底を図ったところであり、現在、これらを受けて各都道府県教育委員会において小規模化に向けた検討が開始されたところと考えられる。したがって、文部科学省としては、当面は、都道府県教育委員会の取組状況の把握に努めることとし、さらなる指導の必要性については、採択地区の設定が自治事務であることに留意し、今後の進捗状況を踏まえた上で改めて検討することとした。 に述べたとおり、今後の進捗状況を踏まえた上で、改めて検討することとした。	5095	5095010	鳥取県	1	市町村が独自に教科書を採択		単独町村での教科書採択ができないことを撤廃	文部科学省
z0800140	国庫補助金等の交付事務等の運用改善	なし	私立の高等学校等を設置する学校法人が高機能化、防災機能強化等の施設整備を行う場合に、その経費の一部を国庫補助するもの。都道府県が高等学校等を設置する学校法人に対し、経常的経費を補助する場合に、都道府県に対し、その一部を国庫補助するもの。	e		事実誤認 「私立学校施設整備費補助金」：補助金の交付決定時期については規制はないが、可及的早期に補助金を交付できるよう努めたい。なお、本補助金の支出には鳥取県は直接関係ない。 「私立高等学校等経常費助成費補助金」：この補助金は、都道府県が学校法人に補助金を交付した場合に都道府県に補助するものであり、民間事業者に対する補助金交付時期を早期化するべきとの要望については、鳥取県自身が学校法人に早期に交付決定すべき事柄である。 「私立学校経常経費補助金」：このような補助金は存在しない。		要望内容は、補助対象の適否が不明な状況で民間事業者が事業を行わなければならないリスクを少しでも回避すべく、補助金交付要綱等に定められた交付決定までの標準期間を短くできないかというものである。この点を踏まえ、提出書類・手続きを簡素化するなどにより、補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準期間を短縮することについて、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	e		事実誤認 「私立学校施設整備費補助金」：補助金の交付決定時期については規制はないが、可及的早期に補助金を交付できるよう最大限努めたい。なお、交付要綱においては交付決定までの標準期間は定められていない。 「私立高等学校等経常費助成費補助金」：この補助金は、都道府県が学校法人に補助金を交付した場合に都道府県に補助するものであり、民間事業者に対する補助金交付時期を早期化するべきとの要望については、鳥取県自身が学校法人に早期に交付決定すべき事柄である。 「私立学校経常経費補助金」：このような補助金は存在しない。	5095	5095030	鳥取県	3	国庫補助金等の交付事務等の運用改善		補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準期間の短縮、及び実質的な交付決定時期を早期に行うこと	厚生労働省 文部科学省 総務省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )		( 再回答欄 )		( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800150	私大助成金における「財産処分制限期間」の見直し	補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条、第14条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成14年 文部科学省告示第53号）	・補助金等適正化法第22条の規定において、補助事業者等が、補助事業等により取得した財産を各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して処分等してはならないとされている。 ・財産処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を基礎とすることを原則とし各省各庁の長が定めることとされており、当省が定める期間については、文部省告示において定められているところである。	f	現行でも、必要な国庫納付金を納付することにより全て処分制限は解除されるため処分すること自体を規制しているものではないが、これまで、処分承認条件等について学校法人に対する周知が必ずしも十分ではなかったと考えられるため、このことについて周知を徹底することとしたい。 なお、補助金等により取得する財産に係る処分制限期間は、当該財産について、補助事業完了後においても補助事業の完全な達成を図る見地から、当該財産の一般的な耐用年数等に着眼して期間を定めているところであり、例えば、財務省の減価償却省令において、企業等が使用しているLANの耐用年数が「通信ケーブル（光ファイバー製のもの10年）（その他のもの13年）」と定められていることなどを踏まえ、学内LANの教育に使用するという特殊性や補助金の交付目的を考慮しても、「その他の通信設備」のうち学内LANに限って処分制限期間を短縮することとはなじまない。		回答では学内LANに限って処分制限期間を短縮することとはなじまないことから対応不可とされているが、要望内容は教育の情報化の進展を促進する観点から処分制限期間の短縮を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 処分すること自体を規制しているものではないとされているが、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	f	補助金等により取得する財産に係る処分制限期間は、当該財産について、補助事業完了後においても補助事業の完全な達成を図る見地から、当該財産の一般的な耐用年数等に着眼して期間を定めているところであり、例えば、財務省の減価償却省令において、企業等が使用しているLANの耐用年数が「通信ケーブル（光ファイバー製のもの10年）（その他のもの13年）」と定められていることなどを踏まえ、学内LANの教育に使用するという特殊性や補助金の交付目的を考慮しても、「その他の通信設備」のうち学内LANに限って処分制限期間を短縮することとはなじまない。 本件については、毎年、全国6ブロックにおいて日本私立学校振興・共済事業団が行っている私立大学等経常費補助金研修会において周知を行っているが、今後、速やかに、文部科学省ホームページに取り扱いを掲載することにより、さらに周知を徹底することとしたい。	5102	5102220	(社)日本経済団体連合会	22	私大助成金における「財産処分制限期間」の見直し		私立学校等が、各自の判断により、IT教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得した情報通信装置「学内LAN」の財産処分制限期間を短縮（現行9年・5年程度）すべきである。	文部科学省		
z0800160	インターナショナルスクール卒業生への大学入学資格の付与	学校教育法第56条 学校教育法施行規則第69条	法令上特段の定めのない各種学校等の卒業生については、一般的な大学入学資格は与えられていないところ。	a	外国人学校卒業生の大学入学資格の拡大については、現在検討中である。		回答では外国人学校卒業生の大学入学資格の拡大について検討中とされているが、検討している内容についてより具体的に示されたい。 実施時期について具体的に示されたい。	a	以下の案の方向で、検討中である。 ・国際的な評価団体（WASC、ECIS、ACSI）の評価を受けた外国人学校の卒業生に大学入学資格を付与 ・外国において当該外国の正規の課程（12年）と同等として位置付けられている外国人学校の卒業生等に大学入学資格を付与 ・大学の個別審査により高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者で18歳に達したものに大学入学資格を付与  8月から9月にかけて省令改正等の措置を行い、平成16年4月の大学入学者から対応の予定。	5102	5102230	(社)日本経済団体連合会	23	インターナショナルスクール卒業生への大学入学資格の付与		認定機関による評価認定（アクレディテーション）を受けている学校の卒業生については、国際資格の取得あるいは検定試験の合格なしでも大学入学資格を取得できるようにするなどの措置を講じるべきである。	文部科学省		
z0800170	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化	-	・概算払いについては、交付決定後速やかに行なっている。 ・手続きについては、各制度毎の交付規則に基づき実施している。 ・費目間振替等、資金の用途についてはできるだけ弾力化している。	d	従来より、交付時期の早期化、概算払いの迅速化、間接経費の拡充、直接経費における費目間振替の弾力化等に取り組んできているところであり、今後とも、手続き等の迅速化、簡素化に努める。		回答では今後とも手続き等の迅速化、簡素化に努めるとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等より具体的に示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	継続課題については速くとも7月までに交付、新規採択課題は6月から年度半ばまでに交付している。 16年度以降も、検討の上、さらに一層の早期交付等に努める。	5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の 手続き等の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、用途に関する規制を緩和する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800180	官公庁の入札制度、契約制度の改善	-	参加資格審査申請書については、平成13年度からの統一資格に伴い、総務省より提示された様式を用いているところである。また、電子入札システムについても、総務省の開発したシステムを用い、電子媒体と紙での入札を供給者が選択できることとしている。なお、紙ベースでの入札書の様式については、現在、供給者の任意の様式となっていることから、今後、統一様式を定めるのであれば、取りまとめ省庁と協議していきたい。	(d)	-	参加資格審査申請書や電子媒体での入札書の様式については、既に、総務省から提示された様式に合わせているところである。また、電子入札システムについても、電子媒体と紙での入札を供給者が選択できることとしている。なお、紙ベースでの入札書の様式については、今後、統一様式を定めるのであれば、取りまとめ省庁と協議していきたい。						5008	5008400	オリックス株	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特種要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z0810010	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	国家公務員法第101条、人事院規則14-17、14-18	国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業については、人事院規則等に基づき原則勤務時間内に行うこととなっているが、平成15年4月からは、構造改革特別区域計画における特定事業に国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業が位置付けられた場合は、勤務時間内兼業を行うことができることとなった。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、まずはその効果等の評価を見る必要があるが、平成16年度からは国立大学等が法人化することにより、全国で、各国立大学法人等の判断により勤務時間内兼業が可能となる。		回答では平成15年4月から特区では実施可能とされているが、要望内容は更なる産学連携を促進するために速やかにその全国展開を求めるものであり、16年4月からの国立大学法人化を待たずに全国展開することを検討されたい。	a	国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、その実施状況の評価した上で、全国実施、特区限定、特別措置の廃止又は是正を決めるものとされたところであり、まずはその効果等の評価を見るのが筋と考える。	5014	5014110	(社)関西経済連合会	11	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	201 202 203	国立大学において法人化を待たずに勤務時間内の兼業許可を全国的に実施する。	文部科学省【人事院】	
z0810020	市町村費負担教職員任用事業	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条 構造改革特区法第17条	市町村立の義務教育諸学校等の教職員に係る給与については、都道府県の負担とすることとしている。ただし、構造改革特別区域法第17条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村負担による教職員の任用が可能。	b		市町村費負担教職員の全国的な制度化については、 ・ 県費負担教職員と市町村費負担教職員の混在する場合の人事管理の在り方(任用、服務、研修、校務分掌等) ・ 都道府県と市町村の財政負担の在り方(市町村財政への負担等)などの課題があり、市町村からは、都道府県から市町村への負担転嫁が行われるのではないかと懸念の声もあるため、構造改革特区における市町村費負担教職員任用事業の実施状況も踏まえ、都道府県、市町村や教育関係者等の意見も十分聞きながら検討する必要がある。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は数市町村で独自採用の希望があることから速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開を図る観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	b	この市町村費負担の全国的な制度化については、 ・ 県費負担教職員と市町村費負担教職員が混在する場合の人事管理の在り方(任用、服務、研修、校務分掌等) ・ 都道府県と市町村の財政負担の在り方(市町村財政への負担等)などの課題があり、市町村からは、都道府県から市町村への負担転嫁が行われるのではないかと懸念の声もあるため、現在市町村費負担教職員事業の実施状況等を踏まえ検討を行う必要がある。 このため、現在行われている市町村費負担教職員任用事業の状況について調査を行い、運用上の問題点や全国化との関係で留意すべき点を明らかにし、今後予定されている構造改革特区に関する評価や中教審における検討を踏まえつつ、都道府県、市町村や教育関係者等各方面の理解を得ながら、実施に向けた対応策を検討していきたい。 なお、市町村費負担教職員の独自任用を希望する市町村については、それぞれ構造改革特区の認定の要請を行うことが可能である。 (参考) 「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」 (平成14年12月24日閣議資料) (別紙1)「改革と展望」の期間中における対処方針 (2)義務教育費国庫負担制度の見直し (才)市町村費による教職員配置 (中略) 平成15年度から構造改革の枠組みで先行的に実施し、その導入・実施の状況を見つつ、また、都道府県及び市町村教育委員会等各方面の理解を得ながら、全国化について検討を進める。	6011	6011010	鳥取県	1	市町村費負担教職員任用事業	810	市町村が独自に教員を採用できることを全国で認める。	文部科学省	
z0810030	幼稚園における幼稚園児及び保育園児等の合同活動事業の容認	幼稚園設置基準第5条第1項	幼稚園では35人以下の幼児で構成される1学級につき一人以上の専任の教諭を配置しなければならない。 特別事項番号807は、この規定の特例として、専任の教諭が幼稚園に在籍しない幼児(保育所児等)を保育することを可能とするものである。	c		当該特別事項の全国化については、平成15年7月現在、特区において実際に事業を実施している事例がなく、今後の特区における取組状況等を見た上で検討する必要がある。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は過疎地域における幼稚園施設の有効活用の観点から速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開を図る観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	c	本特例は、少子化や過疎化の進行による兄弟姉妹や遊び相手の減少、都市化や核家族化などによる地域や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難となっている地域において、幼稚園に在籍する幼児が他の幼児とともに活動する機会が充実することにより、社会性が涵養されることが期待できるため措置しているものである。 平成15年8月4日現在、特区において当該事業を実施している事例がなく、今後の特区における取組状況を見た上で検討する必要がある。	6011	6011030	鳥取県	3	幼稚園における幼稚園児及び保育園児等の合同活動事業	807	幼稚園設置基準第5条第1項に定める「幼稚園教諭の専任規定」に関わらず、学級定員の範囲で、併設・合築された保育所の児童との合同教育・保育を認める	文部科学省 厚生労働省	
z0810040	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児の合同保育の容認					厚生労働省からの回答のとおり。						6011	6011040	鳥取県	4	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	914	幼稚園と併設・合築された保育所において、児童と園児の合計で、最過基準が満たされており、かつ、職員が保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持ち、かつ、保育内容が保育指針と幼稚園教育要領に沿った場合に合同保育を認める	文部科学省 厚生労働省